

環循施發第 2109221 号  
令和 3 年 9 月 22 日

北九州市長 殿

環境大臣  
(公印省略)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物  
処理事業の継続について

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）廃棄物処理については、貴市において処理事業を行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）への指導監督をはじめ、環境モニタリングや、北九州市P C B処理監視会議等を通じたP C B廃棄物処理事業への安全確保等の御尽力、さらに貴市のP C B廃棄物の全廃に向けた先進的な取組事例やノウハウの水平展開などの取組に心より感謝申し上げます。

J E S C OによるP C B廃棄物処理は、拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成 16 年に北九州事業の開始により始まりましたが、全国 5 事業所で発生した追加的な作業員の安全対策や処理工程における技術的な改善対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により処理の進捗に遅れが生じたことから、一日も早く日本全体のP C B廃棄物を処理するためには、J E S C O各事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠との結論に至り、平成 26 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」を改定し、処理期限を延長するとともに、一日も早い処理完了に向けて取り組むことと致しました。

さらに、平成 28 年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）を改正し、保管事業者の遵守すべき処分期間を設定するとともに、行政代執行の導入など、早期処理に向けた制度的な対応を行ってきました。

その結果、北九州事業地域における大型変圧器・コンデンサー等の処理は、平成 16 年の操業開始から 15 年間で、当初の見込みを上回る量の処理を実施し、平成 30 年度末の計画的処理完了期限までに処理を完了しました。また、北九州事業地域では、徹底した掘り起こし調査を実施したものの、計画的処理完了期限後に約 500 台（令和 3 年 8 月末時点）のコンデンサー等が新規で発見され、事業者において保管

いただいている。

一方、北九州事業地域における安定器及び汚染物等の処理については、掘り起こし調査を進めた結果、平成25年10月の処理期限延長要請時の推計量と比較して大幅に処理対象量が増加しております。JESCO北九州事業所の処理能力の増強とともに、仕分けの強化による搬入量の縮減等の対策を講じてまいりましたが、令和3年度末の計画的処理完了期限までの処理完了は困難な状況となりました。

当時の発生量の見込みが甘く、かつ、こうした状況の発生を想定した処理体制の整備をより早期に行わなかったため、各方面の方々に御心配をお掛けしていることについては、JESCOが行うPCB廃棄物処理事業を統括する国としても重大なことと受け止めしており、誠に遺憾であります。また、平成26年4月23日付け北九環監廃第46号により提示いただいた「安定器等・汚染物については令和3年度末までに、かつ、その期間内で一日でも早く処理完了させる。」という約束を果たせなかつたことをお詫び申し上げます。

環境省としては、今後、JESCO北九州事業における処理について一層の安全確保に努めるとともに、下記のとおり新たな処理完了の予定時期を設定し、同時期までに確実に処理が終わるよう関係機関とも連携し、計画的かつ早期に処理が行われるよう取組を強化してまいります。

大阪・豊田・東京・北海道の4事業地域でも、当初の見込みよりも掘り起こし調査の進展等により処理対象量が増加していること等を踏まえ、事業終了準備期間を活用しつつ、早期の処理完了を目指してまいりたいと考えております。

また、事業者に継続保管いただいているコンデンサー等については、JESCO大阪事業所あるいは豊田事業所にて処理するべく、環境省が関係機関と調整してまいります。

貴市には、処理施設の立地を受け入れていただき、これまで、安全な操業及び処理推進に対する御協力をいただいておりますが、新たな処理体制の構築に当たり、改めて御協力をお願いせざるを得ない状況となっています。

つきましては、日本全体のPCB廃棄物を一日でも早期に処理するため、JESCO北九州事業の安定器及び汚染物等の処理完了時期を令和3年度末から令和5年度末にすることを御検討いただきますようお願いいたします。